

医療費助成と窓口負担

都道府県・市区町村等が行う窓口自己負担にかかる医療費助成制度とは、主に乳幼児（小児）、障害、難病をお持ちの方について、お住まいの自治体が医療費の窓口自己負担分を助成する制度です。

また、国（福祉事務所）が実施する難病等の医療費助成制度もあります。

これらは、所得制限等があるところもありますが、自治体（市区町村）・国（福祉事務所）に届出いただき、医療証等（医療券）の交付を受け、それを健康保険証とともに窓口で提示すると、窓口自己負担が無料または減額される制度です。

（無料や減額になった窓口自己負担額は医療機関から審査支払機関経由で自治体および国に請求されます。）

●主な自治体の助成：主に届出・申請が必要

（お住まいの自治体により名称・助成内容・基準は各自治体により異なります。）

◎乳幼児（小児）医療費助成制度

{ほとんどの自治体で0歳児医療費助成はおこなわれています。～3歳児、～6歳児、～12歳児、～15歳児までと様々です。6歳児以上入院のみの医療費助成するところもありますので、お住まいの市町村広報誌をごらんになるか市区町村窓口へおたずねください。}

◎重度心身障害医療費助成制度

◎ひとり親（父子母子家庭）医療費助成制度

◎妊産婦医療助成制度

*医療証を交付されている対象者がお住まいの地域外の医療機関でかかれた場合、一度窓口自己負担額を立替、あとで市区町村へ申請し還付してもらえます。

●国（福祉事務所）の助成：主に届出が不要

◎自立支援法によるもの（養育医療・更正医療・通院医療）

◎特定疾患治療事業

◎小児特定疾患治療事業

◎生活保護法によるもの

◎結核等感染症の患者に対するもの

◎戦傷病者特別援護・原子爆弾被爆者援護によるもの

◎母子保健法/児童福祉法によるもの

◎麻薬および向精神薬取締法によるもの